

○経済産業省令第 号

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）及びガス事業法施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

第六章 あつせん及び仲裁

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十令第二	ガス事業法施行令（昭和
七条の十六条	二十九年政令第六十八号

第六章 あつせん及び仲裁

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第四十七条の十までの規定は、法第一百七十条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十令第七	ガス事業法施行令（昭和
七条の条	二十九年政令第六十八号

五 第一 項				第四十 令		七 条 の		五 第二 項 及 び	
				令 第三		十一 条			
(第十一 条 において 読み替えて 準用 する 令 第二十 六 条				ガス事業法施行令第十一 条 において 読み替えて 準用 する 令 第三十一 条 第二 項		ガス事業法施行令第十一 条 において 読み替えて 準用 する 令			

五 第一 項				第四十 令		七 条 の		五 第二 項 及 び	
				令 第十		二 条 第 二 項			
(第七 条 において 準用 する 令 第七 条				ガス事業法施行令第七 条 において 読み替えて 準用 する 令 第十二 条 第二 項		ガス事業法施行令第七 条 において 読み替えて 準用 する 令			

第四十 七条の 六	第四十 七条の 七	〔略〕	第四十 七条の 七	第十
	令	〔略〕		法第三
	ガス事業法施行令第十一 条において準用する令	〔略〕	〔略〕	同条第三項

第四十 七条の 六	第四十 七条の 七	〔略〕	第四十 七条の 七	第十
	令	〔略〕		第三十
	ガス事業法施行令第七 条において準用する令	〔略〕	〔略〕	同条第三項

十六 条
第一 項

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告）

第二百十五 条　都道府県知事は、法第七十一条
第一項の規定により報告の徴収を行つたときは
、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、
その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地
を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大
臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第七十一条第一項の規定により

六条第
一 項

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長
の報告）

第二百十五 条　都道府県知事は、法第七十一条
第一項の規定により報告の徴収を行つたときは
、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、
その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地
を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大
臣に報告しなければならない。

2　市長は、法第七十一条第一項の規定により

報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による

報告の徴収を行つたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百十六条 都道府県知事は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による

報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
「略」

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に

報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2
「略」

3 市長は、その職員に、法第七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に

提出することができる。

4
〔略〕

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する

提出することができる。

4
〔略〕

第二百十七条 都道府県知事は、法第七十三

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する

経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

備考 表中の「」は注記である。

様式第五十四中「届け出ます」を「申請します」に改め、様式第九十九中「第十四条第二項」を「第十条第二項」に改める。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十二条」を「第十六条」に改める。

（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第三条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事	（業務方法書の記載事項） 第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事

項は、次に掲げる事項とする。

一〇二十二 「略」

二十三 機構法第十一条第二項第三号に規定する液化天然ガスの調達に関する事項

二十四 機構法第十一条第二項第四号に規定する燃料の調達に関する事項

二十五〇二十八 「略」

（経理の方法）

第二十三条 機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

項は、次に掲げる事項とする。

一〇二十二 「略」

〔新設〕

二十三 機構法第十一条第二項第三号に規定する燃料の調達に関する事項

二十四〇二十七 「略」

（経理の方法）

第二十三条 機構は、機構法第十二条第一号に掲げる業務に係る勘定の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一・二 「略」 三 機構法第十一条第二項第三号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含む。) 四 機構法第十一条第二項第四号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含む。) 五 前各号に掲げる業務以外の業務 (これらに 附帯する業務を含む。) 2 「略」	一・二 「略」 三 機構法第十一条第二項第三号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含む。) 「新設」 四 前三号に掲げる業務以外の業務 (これらに 附帯する業務を含む。) 2 「略」
備考 表中の「」は注記である。	

(ガス関係報告規則の一部改正)

第四条 ガス関係報告規則(平成二十九年経済産業省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項の表中「第五条第三項」を「第七条第三項」に、「第十五条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

第四条中第一項中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改める。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第五条 ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十五条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

附 則

この省令は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）の施行の日（令和五年一月十六日）から施行する。